



しあわせ
信州

労働ながの

2016

12月

NO.523

「長野県・働き方改革シンポジウム」開催のお知らせ

仕事と家庭の両立を促進し、誰もが能力を発揮しながら、生き生きと働くことができる労働環境づくりのため、長時間労働の抑制や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入などの働き方改革を進めることが必要です。また、働き方改革は、企業にとっても、人材の確保・育成や企業の成長につながります。本シンポジウムでは、基調講演、パネルディスカッションを通じて、企業と従業員双方にとっての働き方改革の目的と効果について、企業の取組事例を交えながら考えていきます。

なお、本シンポジウムは企業の経営者・人事担当者の方に限らず、従業員の方や、働き方改革に関心をお持ちの方など、幅広い層を対象としております。参加費は無料で、手話通訳・要約筆記、無料託児（要予約、未就学児まで）もご用意します。多くの皆様のご参加をお待ちしています！

●日時 平成29年2月17日(金) 14:00～16:30

●会場 勤労者女性会館 しなのき ホール(長野市西鶴賀町1481-1)

発表 「長野県の取組について」

【発表者】長野県知事 阿部 守一

講演 「未来を創る働き方改革～時代の変革期に生き残るために～」

【講師】パリテ社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士

ワーク・ライフバランスコンサルタント 佐藤 道子 さん

パネルディスカッション

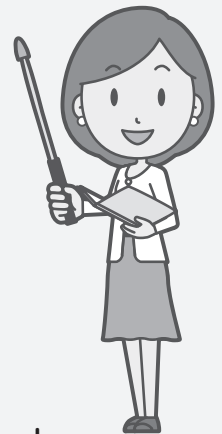
テーマ「信州で働く人と企業が語る～多様な働き方・暮らし方の「今と課題」～」

コーディネーター：伊藤 かおる さん(株式会社コミュニケーションズ・アイ代表取締役)

パネリスト：寺尾 雄二郎 さん(シナノケンシ株式会社 グローバル人事グループ グループマネージャー)

伊藤 裕子 さん(株式会社たまゆら 介護福祉士 生活相談員)

塚田 一弘 さん(認知症の人と家族の会、シルバーバックの会)



お問合わせ先：株式会社 アドソニック (働き方改革推進の気運醸成事業受託事業者)

電話：026-263-1707 FAX：026-263-1708

「長野県産業人材育成プラン」を策定しました

県では、長野県職業能力開発審議会からの答申を受け、県の職業能力開発行政の方向性を示す「長野県産業人材育成プラン(第10次長野県職業能力開発計画)」を策定しました。



なお、上記プランについては、県のホームページへ掲載していますのでご覧ください。
掲載先 <http://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/ikusei/kaihatsu.html>



長野県ものづくり
人材育成応援キャラクター
わざまる

県内の若手社員が「シューカツNAGANO応援隊」として県内就職の魅力を発信します！

県内企業の若手社員30人の皆さんに「シューカツNAGANO応援隊」となっていただき、就職を控える学生に県内企業の魅力や信州で暮らす素晴らしさを伝える活動をしています。

応援隊員の皆さんから経験談やアドバイスを聞く交流会を以下のとおり開催します。

昨年度の開催では、応援隊員の本音が聞けて、参加して良かったという声をたくさんいただきました！学生の皆さんは是非ご参加ください。

開催日

12/19, 1/16, 2/27 銀座NAGANO (東京都)
2/9 マイナビ松本支部 (松本市)
2/10 マイナビ長野支店 (長野市)

詳細は、長野県HP「シューカツNAGANO応援隊」をご覧ください。

シューカツNAGANO応援隊

スマートフォンからお申し込みいただけます。



昨年度の様子

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます

改正のポイント

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう、改正されました。概要は次のとおりです。

介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

介護休業の分割取得が可能に

対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割して取得可能

介護休暇の半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能に

介護のための所定労働時間の短縮措置等を、介護休業とは別に、利用開始から3年間の間で2回以上利用可能に

介護のための所定外労働の制限の新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで残業の免除が受けられるように

有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

次のいずれにも該当することという要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 介護休業を取得する日から9か月経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

子の看護休暇の半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能に

有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

次のいずれにも該当することという要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に、雇用契約がなくなることが明らかでないこと

育児休業等の対象となる子の範囲が拡大

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も対象に



妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置の新設

- 事業主による不利益取扱いの禁止に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付け
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・ 育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・ 妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

平成28年年末一時金要求・妥結状況

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。平成28年11月20日現在でまとめた調査結果（第1報）の概要は、次のとおりです。

調査対象420組合のうち109組合から県に一時金要求の報告があり、その内の79.8%に当たる87組合が妥結しました。

平均要求額は、2.39か月分の612,568円となり、前年同期（平成27年11月30日現在）と比べ金額では23,501円、月数では0.02か月それぞれ上回りました。

平均妥結額は、2.03か月分の524,778円となり、前年同期（平成27年11月30日現在）と比べ金額では38,935円、月数では0.10か月それぞれ上回りました。

また、企業規模別の状況を見ると、従業員300人未満規模の平均妥結額は436,994円（月数1.85か月）、300～999人規模は579,109円（2.16か月）、1,000人以上規模は617,951円（2.14か月）となりました。

区 分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求月数	組合数	平均妥結額	平均妥結月数	
調査計 (H28.11.20 現在)	歳 39.8	円 255,910	組合 109	円 612,568	か月 2.39	組合 87	円 524,778	か月 2.03	
企業規模別 状 況	300人未満	39.7	233,151	51	529,733	2.27	39	436,994	1.85
	300～999人	39.8	268,498	37	662,184	2.47	27	579,109	2.16
	1000人以上	39.9	289,005	21	726,321	2.51	21	617,951	2.14
前年同期 (H27.11.30)	39.9	248,984	150	589,067	2.37	119	485,843	1.93	

(注) 1. 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。 2. 平均妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も

長野県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金が平成28年10月1日から時間額770円に改定されました。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

特定（産業別）最低賃金の適用対象	時間額 (改定前)	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	837円 (823円)	平成28年11月27日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	848円 (834円)	平成28年11月27日
各種商品小売業	800円 (786円)	平成28年12月31日
印刷、製版業	781円 (747円)	平成28年12月31日 <small>(平成28年10月1日から効力発生日までは、長野県最低賃金770円が適用されます。)</small>

(注) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。

URL : <http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室 電話 026-223-0555
又は最寄りの労働基準監督署まで



工科短期大学校及び南信工科短期大学校並びに技術専門校の 一般入学試験を実施します！

工科短期大学校及び南信工科短期大学校並びに技術専門校では、平成29年4月入学生を募集します。
詳細については、各校にお問い合わせください。

■工科短期大学校・南信工科短期大学校
【募集人員等】 一般入試：前期日程

■技術専門校
【募集人員等】

校名	学科(2年制)	募集人員	お問い合わせ先 (TEL)
工科短期大学校	生産技術科	各科 8人程度	事務局 0268-39-1111
	制御技術科		
	電子技術科		
	情報技術科		
南信工科短期大学校	機械・生産技術科	事務局 0265-71-5051	
	電気・制御技術科		

訓練期間	訓練科※	募集人員	お問い合わせ先 (TEL)
2年	電気建築設備科	各科8~15人 (科によって 異なります。)	長野校:026-292-2341
	自動車整備科		松本校:0263-58-3158
	建築科		岡谷校:0266-22-2165
1年	機械加工科	各科5~10人 (科によって 異なります。)	飯田校:0265-22-1067
	画像処理印刷科		佐久校:0267-62-0549
	木工科 他5科		上松校:0264-52-3330

※訓練科は校によって異なります。

【募集日程】

○工科短期大学校

- ・出願期間 平成29年1月10日(火)から1月20日(金)まで
- ・試験日 平成29年2月1日(水)
- ・合格発表日 平成29年2月8日(水)

○南信工科短期大学校

- ・出願期間 平成29年1月10日(火)から1月30日(月)まで
- ・試験日 平成29年2月6日(月)
- ・合格発表日 平成29年2月10日(金)

【出願資格】

※なお、定員に満たない場合は追加募集を行う場合があります。

次のいずれかに該当する者

- ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- イ 高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者

【募集日程】

- ・出願期間 平成28年12月16日(金)から平成29年1月6日(金)まで
- ・試験日 平成29年1月16日(月)
- ・合格発表日 平成29年1月23日(月)

【出願資格】

※なお、定員に満たない場合は追加募集を行う場合があります。

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者等



長野県労働委員会ニュース

「個別労働紛争あっせん制度」周知月間の活動を行いました

長野県労働委員会では、労働者個人と事業主との間のトラブルを解決するための「あっせん」を行っています。

この制度を多くの方に知っていただき、広く利用していただくことを目指して、全国の労働委員会では毎年10月を「周知月間」と定め、種々の広報活動を行っています。

長野県労働委員会においてもこの周知月間中に、労働委員による街頭啓発活動をはじめとした様々なPR活動を実施しました。

【主な内容】

- (1) 街頭啓発活動—県下4か所(長野・松本・上田・上諏訪駅)で朝の通勤・通学時間帯において、労働委員によるティッシュ配布(計6,000個)
- (2) 市町村広報誌、求人情報誌等へのPRの掲載
- (3) 労使団体、関係行政機関、コンビニエンスストア等にポスターやパンフレットの掲示・配架依頼
- (4) テレビスポットでの「お知らせ」放送



JR上諏訪駅での街頭啓発の様子

**ご存知ですか？労働委員会
～雇用のトラブル まず相談～**

長野県労働委員会とは…
「あっせん」により労働者個人と事業主との間で生じた
トラブルの解決をお手伝いする行政機関です。

手続簡単 無料 早期解決 協密厳守

まずは、お気軽にお近くの労政事務所にご相談ください。
専門の相談員が解決方法をアドバイスします。

労政事務所の連絡先はこちら
東信 0268-25-7144
中信 0263-40-1936
南信 0265-76-6833
北信 026-234-9532

長野県労働委員会(県庁8階)
☎026-235-7468
E-mail: roi@pref.nagano.lg.jp
長野県労働委員会 就業

配布したティッシュ

相談・あっせんの秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先) 労政事務所(県下4カ所)又は
長野県労働委員会事務局(長野県庁8F) TEL 026-235-7468 E-mail roi@pref.nagano.lg.jp
ホームページ: <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>

労働ながの

編集発行人: 長野県産業労働部労働雇用課長 酒井裕子
発行所: 長野県産業労働部労働雇用課
〒380-8570(住所不要)
電話 026-235-7118 FAX 026-235-7327 Eメール: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

労働ながのは県HPにも掲載しています!

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/shuro/rodo.html>

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!